平成１８年（排）第１９号

排　除　命　令　書

東京都渋谷区代々木一丁目５７番３号ドルミ代々木長田ビル２Ｆ
株式会社代々木ライブ・アニメイション
同代表者　代表取締役　大　矢　敏　行

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社代々木ライブ・アニメイションは，同社が経営する「代々木アニメーション学院」と称する教育施設が提供する役務の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１６年４月ころから行っていた，当該施設の全日制学科の入学を許可した者から入学前に納付させることとしている入学手続金，入学金，授業料及び設備費について，これらの費用を納付した後入学を取りやめた場合に，当該費用のうち，３割強の金額を返還しないにもかかわらず，あたかも，当該費用の全額が返還されるものであるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該教育施設が提供する役務の取引条件について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく有利であると誤認されるものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社代々木ライブ・アニメイションは，今後，同社が経営する「代々木アニメーション学院」と称する教育施設が提供する役務の取引に関し，前項の表示と同様の表示を行うことを防止するための措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　株式会社代々木ライブ・アニメイションは，今後，同社が経営する「代々木アニメーション学院」と称する教育施設が提供する役務の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく有利であると示す表示をしてはならない。

4　株式会社代々木ライブ・アニメイションは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社代々木ライブ・アニメイション（以下「代々木ライブ・アニメイション」という。）は，肩書地に本店を置き，平成１８年４月１日現在，全国各地区に１２の「代々木アニメーション学院」と称する教育施設（以下「代々木アニメーション学院」という。）を設置し，同施設の入学者に対し，アニメーター，作画監督，フィギュア製作，アニメーション声優等の職業に必要な能力を育成する事業を行っている。

2(1) 代々木ライブ・アニメイションは，毎年４月及び１０月の２回を，代々木アニメーション学院の修業年限を２年とする全日制学科の入学期として，入学者の募集を行っているところ，平成１６年４月の入学期以降，同全日制学科の入学を許可した者から入学前に納付させることとしている入学手続金，入学金，授業料及び設備費（以下，これらを総称して「学費」という。）について，当該学費を納付し入学前に入学を取りやめた者（以下「入学辞退者」という。）に対し当該学費の一部を返還する制度を設けており，同制度を「学費よみがえり制度」と称している。

(2) 代々木ライブ・アニメイションは，一般消費者に対し，代々木アニメーション学院の「募集要項」と題するパンフレット，「月刊ホビージャパン」等の雑誌，「専門学校各種学校案内」等の書籍等において代々木アニメーション学院の入学者の募集の広告を行っているところ，これらの広告において前記(1)の制度に関する表示を行っている。

3　代々木ライブ・アニメイションは，

(1) 平成１６年４月ころ発行した平成１７年４月及び同年１０月の各入学期の入学希望者を対象とする前記「募集要項」において，別添写し１のとおり，「学

費大幅値下げ」，「声優タレント科　学費合計５９万円」，「その他の一般学科　学費合計６５万円」と記載の上，「学費返還制度導入」，「※ご入学をとりやめた場合でも、ご納付の学費は返還されます。」と

(2) 平成１７年８月２５日ころ発売の月刊誌「月刊ホビージャパン」において，別添写し２のとおり，「低学費・高品位教育」と記載するとともに，全国各地区に設置する代々木アニメーション学院ごとの学費を記載（例えば，代々木アニメーション学院の東京本部校については「声優科　５９万円　その他の科６５万円」と記載）の上，「学費よみがえり制度」，「安心出願・・・と大好評！」，「入学取りやめの方へ納付学費が返還となります！」と

(3) 平成１６年１２月１５日ころ発売の季刊誌「季刊エス」において，別添写し３のとおり,「学費大幅値下げ　声優タレント科　５９万円　その他の学科　６５万円」と記載の上，「学費の返還制度、好評」，「ご入学取り止めの方に、納付学費をお返しします。」と

(4) 平成１７年１月１５日ころ発売の「専門学校各種学校案内２００６年度用」において，別添写し４のとおり，「来年も学費の大幅値下げを続行します.!　声優タレント科５９万円、その他の学科６５万円で学べます」と記載の上，「学費の返還制度、好評」，「ご入学取り止めの方に、納付学費をお返しします。」と

(5) 平成１７年１月２０日ころ発売の「全国専修学校各種学校スクールガイド２００６年版」において，別添写し５のとおり，「来年も学費の大幅値下げを続行します！　声優タレント科５９万円　その他の学科６５万円」と記載の上，「学費の返還制度、好評」，「ご入学取り止めの方に、納付学費をお返しします。」と

それぞれ記載することにより，あたかも，入学辞退者に対し，納付した学費のすべてを返還するかのように示す表示を行っているが，実際には，平成１７年１０月までの間の入学期の入学辞退者に対しては，納付した学費のうち，入学手続金及び入学金並びに授業料及び設備費の一部は返還しないこととしており，同学費の３割強に相当する金額を返還しないものであった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，代々木ライブ・アニメイションは，代々木アニメーション学院において提供する役務の取引条件について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく有利であると誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害す

るおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第２号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年５月２４日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生